(別添　１)

 保　安　管　理　組　織　図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  主催者 最高保安責任者 （実行委員長等） |  　　　　 ※１ 所属 氏名 |
|
|
|
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  煙火保安責任者 |  所属 氏名 |
|
|
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  煙火連絡責任者 |  所属 氏名 |
|
|
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | ※２ 所属 氏名 |
|  煙火業者 （煙火消費総責任者） |  |
|  |
|
|
|
|
|  |
|
|  |  現場責任者 （推進者） |  所属 氏名 |
|
|
|
|
|

 ※３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 ※１ 主催者側の組織

 ※２ 複数の煙火業者が消費する場合は、煙火打揚統括責任者を選任する。

 ※３ 消費規模により、各班業務責任者は、保安上支障がない場合は兼務できる。

|  |  |
| --- | --- |
| 煙火販売業者の氏名又は名称 |  |
| (社)日本煙火協会(１県内会員 ２県外会員 ３非会員)該当個所の数字を○で囲んでください。 |
| 第三者に対する損害賠償 |  |

(別添　２)

 緊急連絡体制図

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  主 催 者 |  |  　　 県 |  氏名 TEL |
|
|
|
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  代表責任者 (実行委員長等) 氏名 TEL |  　 警 察 署 |  氏名 TEL |
|
|
|
|  |
|  |
|
|  |
|  煙火保安責任者 氏名 TEL |  消 防 署 |  氏名 TEL |
|
|
|
|  |
|  |
|
|  |
|  煙火連絡責任者 氏名 TEL |  海上保安庁 |  氏名 TEL |
|
|
|
|  |
|  |
|
|  |
|  |  　 煙火業者 |  氏名 TEL |
|
|
|
|  |

 （注）

 １ 各分担の責任者は、円滑に煙火消費が行われるよう準備し、所在を

　　　　　　　明確にし連絡を密にする

 ２ 天候上の理由等で延期又は中止等の場合は、なるべく早目に打合わ

　　　　　　　せて決定し、県等関係機関に連絡する

 ３ 煙火消費会場においては、連絡をスム－スに行うため実施本部の所

 在を明確にし、トランシ－バ－等を使用する

(別添　３)

地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業標準

１ 目 的

　　この標準は、地震時に必要な緊急処置作業事項を具体的に定め、これを実行することにより災害を防止し、地震時の保安を確保することを目的とする。

２ 基本想定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  地震の規模 |  （１）震源地（震央） （２）規 模 （３）震 度 （４）来襲時刻 |  関東南部地方 Ｍ（マグニチュ－ド）＝7.9 ６弱 20 時 00 分 |  |
|  対象となる設備 煙火置場・煙火消費設備 |

３ 緊急対策体制

 指導者及び警備・連絡通報・消火等の担当の組織、役割を定める。

４ 緊急処置作業

 （１）作業者は、地震発生とともに準備作業及び打揚げ等すべての消費に関する作業を　　　直ちに中止する。

 （２）作業者は、点火用火種等火気の消火を行う。

 （３）作業者は、露出している煙火等を防火シ－トで覆うか容器に収納する。

 （４）見張人を配置し、盗難予防等事故防止に努める。

５ 被害状況の把握

 （１）煙火置場等における煙火の状況を点検する。

 （２）消費場所及びその周辺の被害状況を把握する。

 （３）地震の規模及び今後の予測等情報の収集に努める。

６ 連 絡

 緊急対策体制で定めた連絡担当者は、指揮者の指示のもとに相互に連絡し合うとともに、可能な限り速やかに主催者及び次の関係官公署に状況を連絡する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 連絡先 |  神奈川県 警察署 消防署 |  |
| 連絡内容 |  ・煙火消費場所の所在地 ・被害状況、警備状況 ・救援要請の有無 |

７ 事後処理

 （１）消費場所とその周辺及び道路交通状況等の安全を確認した後、煙火の異常の有無及び数量を点検し、煙火火薬庫に収納する。

 （２）土砂等による埋没、水中への流出等煙火が紛失し危険が予想される場合はその回収を行う。

 （３）回収不能の場合は、関係官公署に届出て指示を受け安全対策を講ずる。

８ 器具・資材等の整備

 次の器具・資材等を緊急使用に備え定期的に整備する。

 （１）連絡用資材 携帯電話・トランシ－バ－・オ－トバイ・自転車等

 （２）消火設備 消火器・消火用バケツ

 （３）照明器具 大型懐中電灯

 （４）その他 救急用品・土木工具・防水シ－ト、携帯用ラジオ等